

令和5年10月17日
東北厚生局

保険医療機関の指定の取消し及び保険医の登録の取消しについて

令和5年10月13日に開催された東北地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消」及び「保険医の登録の取消」について答申がありました。

これを受け、東北厚生局長は、下記のとおり対応することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 内容

(1) 保険医療機関の指定の取消し

名 称	松本歯科医院
所在地	岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根西地蔵野 88 番地 1
開設者	松本 覚
取消年月日	令和5年10月17日
根拠となる法律	健康保険法第80条第1号、第2号、第3号及び第6号

(2) 保険医の登録の取消し

氏 名	松本 覚 (67 歳)
取消年月日	令和5年10月17日
根拠となる法律	健康保険法第81条第1号及び第3号

2. 監査を行うに至った経緯

- (1) 保険者から東北厚生局岩手事務所に対し、高額療養費の支給対象となる被保険者へ申請勧奨したところ、高額療養費の支給対象となる月には松本歯科医院を受診していない等の情報が寄せられたとの情報提供があった。
- (2) 個別指導を実施したところ、診療内容に疑義が生じ、開設者及び管理者の松本歯科医師に質問するものの明確な回答が得られなかったことから、個別指導を中断した。その後、歯科技工所調査及び患者調査を実施し、その結果を踏まえ個別指導を再開したところ、松本歯科医師から不正請求を認める趣旨の発言があり、発言内容について事実確認を行う必要があることから、個別指導を再度中断した。
- (3) 歯科技工所調査を追加で実施したところ、診療内容及び診療報酬の請求に関して不正が強く疑われたことから、個別指導を中止し、監査要綱の第3の1及

び2に該当するものとして、令和4年12月14日から令和5年6月1日まで計11日間の監査を実施した。

3. 取消処分 of 主な理由

監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(架空請求)
- (2) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (3) 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。(振替請求)
- (4) 実際に行った保険適用外である診療に係る費用を患者から受領しているにもかかわらず、同診療を保険適用である診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(二重請求)
- (5) クラウン・ブリッジ維持管理期間中のブリッジを製作・装着したにもかかわらず、別部位のレジン前装金属冠を製作・装着したとして診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- (6) クラウン・ブリッジ維持管理期間中で保険請求できないブリッジを製作・装着したにもかかわらず、全部金属冠と有床義歯を製作・装着したとして診療録に不実記載し、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)
- (7) 実際には保険適用外の局部義歯の調整を行ったにもかかわらず、保険適用の局部義歯の調整を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた。(その他の請求)

4. 診療報酬の不正及び不当請求額

監査において判明した不正・不当請求額

・不正請求額	50名分	100件	2,687,519円
・不当請求額	17名分	35件	37,838円

(注) 上記の金額は、監査で判明したものだけであり、最終的な不正・不当の金額は、今後精査していくこととしているので確定していない。

5. 再指定等の取扱い

原則として、指定の取消の日及び登録の取消の日から5年間は、保険医療機関の再指定及び保険医の再登録は行わない。